

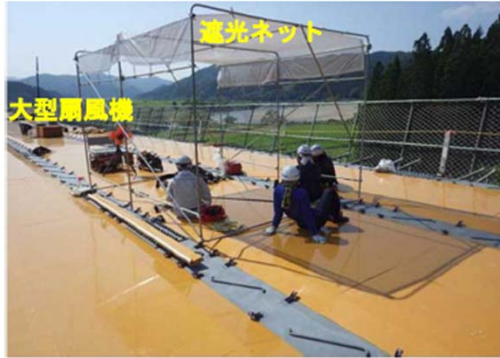
現場環境改善費に計上される熱中症対策費用の事例

現場環境改善費における避暑対策（熱中症予防）

- ・現場環境改善費（積み上げ分）として共通仮設費に計上する。

※主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

例：休憩車の配置（キャンピングカーも可能）遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン



▲遮光材入りのメッシュシートによる日除け設備と大型扇風機の設置



▲現場休憩所に日よけテント（ミスト扇風機）



▲製氷機



▲作業員休憩所から離れている箇所に休憩車を配置（車内にクーラーや温冷庫を設置）



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術監理課）



▲休憩車としてのキャンピングカーの配置

休憩車を配置する際に、トイレが車内に配置されているキャンピングカーのリース費用についても現場環境改善費の熱中症対策費として積み上げ計上の対象とします。